

発行のご案内

野村ホールディングス株式会社

第5回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約[※]付)(グリーンボンド)

期間

10年

利率

当初5年間
(2026年5月29日の翌日から
2031年5月29日まで)

年 2.716%(税引後 年2.164%)

(税引後の利率は、小数点第3位未満を切り捨てて表示しています。なお、税率は20.315%を用いて計算しています。)

以降5年間

(2031年5月29日の翌日以降)

5年国債金利[※]に0.720%を加算したもの【税引前】
とする。ただし0%を下限とする。

申込期間

2026年5月18日(月)~2026年5月28日(木)

販売額に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

発行の概要

発行価格	各社債の金額100円につき金100円
申込単位	100万円以上100万円単位
払込期日	2026年5月29日(金)
利払日	毎年5月29日及び11月29日(初回利払日:2026年11月29日)
償還期限	2036年5月29日
期限前償還	①本社債の元金は、2031年5月29日に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができます。 ②発行会社は、払込期日以降、税務事由 [※] 又は資本事由 [※] (以下「特別事由」と総称する。)が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができます。
取得格付	A+(R&I)、A+(JCR)

(注)「実質破綻時免除特約」とは、発行会社について、実質破綻事由[※]が発生した場合、目論見書に記載された「利息支払の方法」及び「償還の方法」の規定にかかわらず、実質破綻事由が発生した時点から債務免除日[※]までの期間中、本社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が発生した日(同日を含む。)までに期限が到来したものを除きます。)の支払債務に係る支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来せず、債務免除日において、発行会社は本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される特約です。

※ 「劣後特約」、「5年国債金利」、「税務事由」、「資本事由」、「実質破綻事由」および「債務免除日」の説明につきましては、目論見書をご覧ください。

ご購入にあたっての主なリスク・手数料等・ご留意事項について

- **主なリスクについて** 本社債は、金利水準の変動等による債券価格の下落により損失が生じることがあります。また、発行会社の経営・財務状況および外部評価の変化等により、損失が生じることがあります。
- **手数料等について** お買付け時には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- **ご留意事項について** この表示は本社債に関する情報をお知らせするものです。本社債および発行会社に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。本社債の購入をご検討される場合には、弊社から目論見書をお渡しいたしますので、必ずご覧ください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 資産運用業協会、

一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、

一般社団法人 日本STO協会